

宇都宮市法定外公共物管理条例第4条に規定する施行許可に係る要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇都宮市法定外公共物管理条例（平成14年条例第53号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づく道路管理者以外の者が行う道路に関する工事施行（以下「工事」という。）の許可に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「道路」とは、宇都宮市が管理する道路のうち、条例第2条に規定する道路をいう。

(申請)

第3条 工事の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宇都宮市法定外公共物管理条例施行規則（平成15年規則第22号。以下「規則」という。）第2条第4号に規定する法定外公共物工事施行許可申請書に次に掲げる書類を添付したものを3部作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図（1/10,000程度）、案内図、公図写し及び境界協定書の写し
- (2) 現況平面図、計画平面図、標準計画断面図及び構造図
- (3) 接続断面図（放流管の側溝接続関係）
- (4) 道路復旧平面図及び道路復旧断面図
- (5) 現況写真（カラー写真）
- (6) その他道路管理者が必要とするもの（例：利害関係人の同意書）

(許可等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次条の審査基準によりその内容を審査し、許可する旨を決定したときは法定外公共物工事施行許可書により、許可しない旨を決定したときは法定外公共物工事施行不許可通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の許可には、道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、その円滑な交通を確保するために必要な条件を付することができる。

(審査基準)

第5条 前条に規定する申請の許可に係る審査基準は次のとおりとする。

- (1) 道路の構造を損なわず、交通に与える障害を最小限に止めるものであること。
- (2) 工事の必要性、合理性及び道路管理上の支障の有無を総合的に判断して真にやむを得ないものであること。
- (3) 法第2条の規定による道路施設、工作物及び道路の付属物で引継ぎ可能なものであり、道路工事施行承認審査基準(令和5年告示第120-10号)に合致したものであること。
- (4) 関係法令及び条例に影響を及ぼすおそれがないものであること。
- (5) 原則として、道路隣接地への出入口の設置等、道路に対して横断的な工事であり、次のいずれかに該当すること。
 - ア 歩道の切下げ
 - イ 法面の埋立て又は切取り
 - ウ 舗装、側溝等の復旧又は新設
 - エ ガードレール等の撤去
 - オ その他道路管理者が必要と認めるもの

(工事に要する費用)

第6条 工事に要する費用は、申請者が負担する。

(工事)

第7条 工事に当たっては、宇都宮市道路の構造技術的基準を定める条例（平成25年条例第24号）及び宇都宮市移動等円滑化のために必要な構造に関する基準を定める条例（平成25年条例第25号）の規定に準拠し、次条から第11条までのとおりとする。

(車両出入口の許可基準)

第8条 車両出入口の乗入れ幅は申請目的により通行の可能性のある自動車の種類により決定し、以下のとおりとする。

- (1) 乗用車又は小型貨物自動車の場合 4.2m以下
ただし、土地利用計画上やむを得ない場合 6.0m以下とすることができます。

- (2) 普通貨物自動車等（6.5t以下）の場合 7.0m以下
- (3) 大型貨物自動車、中型貨物自動車等（6.5tを超えるもの）の場合 12.0m以下
- (4) 特殊な車両が出入りする箇所や土地の形状等やむを得ない場合については、車両の軌跡図等により別途協議の上、判断する。
- (5) L型側溝の場合は、道路の交通量や道路状況等に応じて、全面車両出入口とすることができる。
- (6) その他、他の法令（消防法等）に定められているものについては、その必要とする幅とする。また、敷地が不整形等のため規格の幅では車両の出入りが困難な場合等については、軌跡図等により別途協議の上、判断するものとする。
- 2 乗入箇所は、原則として出入対象施設について、1か所とし、出入口を分離する必要のある施設等特別の事情がある場合及び特に大型の貨物自動車の出入りする場合は、2か所まで承認することができる。
- 3 以下の場所について、原則として乗入箇所を禁止する。
- (1) 横断歩道の中及び横断歩道の前後の側端から5m以内の部分（公安委員会が認めた場合を除く。）
- (2) 交差点（総幅員7m以上の道路の交差する交差点をいう。）の中及び交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分（公安委員会が認めた場合を除く。）
- (3) 交差道路（総幅員7m未満の道路）の側端又は道路の曲がり角から2m以内の部分（公安委員会が認めた場合を除く。）
- (4) 橋の部分
- (5) 横断防止柵、ガードレール、駒止等の設置されている部分（交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。）
- (6) 交通信号機、道路照明灯、乗合バス停留所、道路標識等の設置されている部分（道路管理者及び占用者が移転を認め、申請者が移設をする場合を除く。）
- 4 民地側に車庫その他自動車を保管する場所がある箇所であること。

（法面埋立て、切取り等の許可基準）

第9条 切土、盛土の施工高及び縦横断勾配は、道路土工指針に合致させるとともに、ブ

ロック積み、張り芝等の保護工を実施すること。

- 2 官民境界沿いの官地側に原則として側溝等を設置するものとし、種類、構造、勾配等については隣地構造物、地形の勾配等を考慮し決定すること。
- 3 法面埋立ての場合は、隣接する土地が冠水する等、付近に悪影響を及ぼすことのないようにすること。
- 4 法面切取りの場合は、民地の切取り断面及び構造が崩落、落石等により道路に危険を及ぼさない構造のものであること。
- 5 側溝がある場所を出入口として使用する場合は、道路管理者の指定する蓋の設置及び側溝の補強を行うこと。
- 6 法面切取り及び埋立ての場合については、路肩保護のため車道端から側帯に相当する幅を車道舗装厚と同厚とし、その外側については道路管理上支障のないよう必要な措置をとること。
- 7 法面埋立ての末端が段落ちとなる場合等、工事により一般交通に危険が生じるおそれのある場合は、これを防止するために必要な安全施設を設置すること。
- 8 官民境界は明確にすること。

(取付道路設置の許可基準)

- 第10条 申請の道路には、原則として道路構造令に準ずる規格の隅切りを設置すること。
- 2 官民境界には、原則として原因者の負担において側溝等を築造させること。既設の側溝がある場合は、恒久的な側溝等に改築すること。管渠は原則として排除すること。
 - 3 申請の道路が市道等に向かって下り勾配の場合、申請道路の排水は別途協議するものとする。市道側溝の流量を超えない場合は承認し、流量を超える場合には、市道側溝の改築を義務付ける。
 - 4 官民境界は明確にし、官民境界沿いに側溝がある場合には、道路管理者の指定する側溝蓋を設置すること。なお、側溝蓋及び側溝の擁壁は、大型車両が通行する場合に耐え得るものとする。

(その他の許可基準)

- 第11条 第8条から第10条以外の工事については、道路構造令のほか、道路管理者がその工事を行う場合の技術基準等によること。

(許可の取消し等)

第12条 市長は、申請者又は工事する者（以下「施工者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第4条1項の規定による許可を取消し、又は同条2項の規定により付した条件を変更することができる。

- (1) 道路に関する法令又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 許可事項を遵守せず、又は許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (4) 前3号のほか、公益上必要があると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により許可を取り消した場合は、施工者に道路の原状回復を命ずることができる。

(工事標示板の掲示)

第13条 施工者は、次に掲げる事項を記載した標示板（縦1.2メートルから1.4メートルまで、横0.9メートルから1.1メートルまでのもの）を作成し、当該工事の期間中、工事場所の安全で見やすい箇所に掲示しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 許可年月日及び許可指令番号
- (2) 工事の名称、施工区間及び工事期間
- (3) 許可を受けた者の氏名及び連絡先並びに施工者名及び連絡先

(施工管理)

第14条 施工者は、工事に当たっては、危険防止のため必要な設備を設け、事故の発生を防止し、安全かつ円滑な交通を確保し、工事に伴う騒音、振動等の発生防止に努めなければならない。

- 2 施工者は、施工中に道路及び道路付属物を損傷した場合は、直ちに市長に報告を行い、その指示を受け、必要な措置を講じなければならない。
- 3 施工者は、工事の施工に起因して第三者に損害を与えた場合は、自らの責任において処理しなければならない。

(完了届)

第15条 申請者は、工事を完了した場合は、法定外公共物工事完了届に次に掲げる書類を添え、遅滞なく市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 工事の施工中及び完成後の写真（カラー写真）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(瑕疵担保期間)

第16条 申請者は、第15条の検査が完了した日から起算して2年の間、瑕疵担保責任を負うものとする。

(様式)

第17条 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年2月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年1月1日から適用する。

参考資料 ※歩道等に設ける自動車乗入れ施設の施行区分及び費用の負担について

事項	施行区分及び費用負担	適用（適用条項）
1 歩道等既設の場所で新たに車の乗入れのための施設を設置する場合	申請者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路法 24 条（道路管理者以外の者の行う工事） ・ 宇都宮法定外公共物管理条例 4 条
2 歩道等の新改築工事のときに既に車の出入りの事実があり乗入れ施設設置の必要を認めた場合	道路管理者	道路法 23 条（付帯工事の施工）
3 歩道等の新改築工事のときに車の出入りの事実はないが乗入れ施設の申し出があった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 増加工事のみ申請者 ・ 増加工事以外は道路管理者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路法 24 条（道路管理者以外の者の行う工事） ・ 宇都宮市法定外公共物管理条例 4 条
4 既存の乗入れ施設が歩道等の新改築工事により補償的工事を生じた場合	道路管理者	道路法 70 条（道路の新設又は、改築に伴う損失補償）